

第732回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和4年1月11日（火）

【出席委員】

清宮	眞知子	委員
山	了吉	委員
石川	知春	委員
伊藤	廣幸	委員
加藤	美恵子	委員
井門	明洋	委員
田の上	いくこ	委員
土屋	みわ	委員
藤井	あきら	委員
松田	りゅうすけ	委員
柳川	雅彦	委員
亀田	雅子	委員
小澤	さおり	委員
横山	和子	委員
加藤	英典	委員
高島	由紀子	委員

【事務局】

若年支援担当部長	米今	俊信
若年支援課長	相原	俊則

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等をご案内します。本日でございますが、報道関係者はおりません。傍聴人は 9 名となっております。それでは傍聴人をご案内いたします。

< 傍聴人入室 >

○若年支援課長 それでは審議会を始めさせていただきます。現在ご出席いただいております委員の方は 16 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます、審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。それでは会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 では、ただ今から『第 732 回東京都青少年健全育成審議会』を開催いたします。

委員の皆さま、また事務局の方々、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。
では、お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

それでは議事の 2 『条例に基づく事務の施行経過』について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。条例に基づく事務の施行経過等について説明いたします。『次第』と書かれております資料の表紙をおめくりいただきまして、1 ページをご覧ください。前回審議会以降の令和 3 年 12 月 13 日から令和 4 年 1 月 10 日までに実施いたしました、本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については 1 誌を指定図書類とすることを決定いたしました。12 月 16 日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行いまして、12 月 17 日に告示をいたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に『ファミリールール講座』を 12 月は 47 回開催しております。

また、本日の審議会に先立ちまして、1 月 5 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は『自主規制団体からの聴き取り結果』としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

続きまして 2 ページでございますが、過去 1 年間の不健全図書類の指定実績を、

また3ページには過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書につきましては、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象となりました事業者は今月もございません。

続きまして4ページをご覧ください。都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の12月の活動状況を載せてございます。12月までに委嘱しております協力員数は780名です。12月の活動者数は66名、調査店舗数は391店舗でございました。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類である『不健全指定図書類』、成人向けなどの成人マーク付きの図書類の『表示図書類』、青い半透明のシールで止めることで、青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の『類似図書類』の3種類となります。

この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表にしております。

まず、不健全指定図書類、表示図書類、及び類似図書類につきましては、問題のある店舗はございませんでした。

また、青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗が2店舗ございました。

なお、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

続きまして5ページからは都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載しております。1番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切な店舗が2店舗ございました。2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、表示ソフトにつきましては、取り扱い不適切な店舗が2店舗ございました。3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査、及び4番目の表、古物商への立入調査では、問題のある店舗はございませんでした。

続きまして6ページをご覧ください。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況を掲載しております。こちらにつきましては先月と変動はございません。また、自動販売機の立入調査につきましては、12月は実施しておりません。

報告は以上となります。

○会長 ご説明ありがとうございました。

ただ今の説明について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

それではご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。本日は不健全図書類の指定についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退出をお願いいたします。

<傍聴人退室>

○会長 では再開いたします。まず、本日の諮問事項の説明に入る前に、前回この調査・審議事項の中でご意見のありました、付箋の経緯や意味について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。前回ご意見がございました、図書類に貼付する付箋についてご説明いたします。

まず、始まった経緯でございますが、平成 23 年に自主規制団体から、諮問候補図書類の該当箇所が全編大部分の場合、どこを中心に見ればいいのか分かりにくいという要望がありました。

それを受けまして事務局において、性交又は性交類似行為の場面で下半身が描かれている場合、自慰行為で性器描写がある場合、器具を使用した性的行為の描写がある場合などに、付箋を貼付するようになりまして、審議会におきましても自主規制団体との打合せ会と同じ状態のものを提示し、ご審議をいただいているところでございます。

この付箋の意味でございますが、付箋の貼り付け箇所が条例の基準を超えているということではなく、付箋の箇所の周辺に条例の基準に該当する描写がある傾向にあるため、目印として貼っているものでございます。

従いまして付箋は貼っておりますが、卑わい感はそれほどでもないといった場合もあるかと思えます。事務局では程度は判断せず、あくまで委員の皆さまが図書を調査する際に、見てすぐ分かるよう例示しているものであり、そこを中心に図書を見ていただき、判断の一助にさせていただくというものでございます。事務局といたしましては、毎回自主規制団体からの聴き取り結果を審議会に提出しており、審議

会では自主規制団体との打合せ会と同じ状態のものをお示ししてご審議をいただいていること、また、審議の際の見落としや見逃しを防止するなど、効率的に審議を進めるという点で有用であると考えておりますので、引き続きこのかたちを取らせていただければと思っているところでございます。経緯等の説明につきましては以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。今の事務局の説明では、自主規制団体からの要望で始まったもので、いわば目印的なものだというのと、自主規制団体との打合せ会と同じ状態のもので、この審議会の審議ができるようにしているということや、見落とし等がないためには有効なのではないかと思うことから継続したいと。そんな説明だったと思います。この事務局の説明で何かご質問ご意見ございますか。はい。ではI委員。

○I委員 はい。ご検討いただきましてありがとうございました。ご説明はいただいたんですけども、条例の基準を超えているかどうかではないという部分だったんですけども、やはりこの付箋の部分、箇所について、やっぱりどうしても先入観というのは持つてしまうのかなというのは、私の引き続きの意見ではありますが、事務局が最終的にそのように判断をされるのであれば、はい。そうですね。従っていきたいなと思います。以上です。

○会長 はい。ほかにご意見、ご質問ございますか。ではF委員。

○F委員 ご検討ありがとうございます。私もI委員と同じく、見落としがないためにという部分がありましたけれども、条例に関わるところでなくてもということであれば、必要なかというところはあると思いますが、ただそのほうが継続しやすいというのであれば、このままということで、はい。お願いいたします。

○会長 はい。ほかにご意見ございますか。ではE委員。

○E委員 前回問題になって一応事務局のほうで検討していただいた事項で、今のような了解点を皆さんが共有することによって、この付箋の意味を理解したうえで判断するということがいいんじゃないかと思います。それだけです。

○会長 はい。ありがとうございました。ほかにはございますか。では、ないようですので、事務局の引き続き今のスタイルで継続したいということで、私たちもあら

ためて付箋の意味など説明を受け取りましたので、事務局の提案どおりで資料は進めさせていただくことにしたいと思います。

それでは、付箋の話は終わりましたので、本日の調査・審議事項に移りたいと思います。本日は2冊ございますが、諮問事項について事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。それでは本日の諮問事項についてご説明いたします。皆さまお手元の資料のうち、『調査・審議事項』と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

今回は2誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。『調査・審議事項』と記載されております資料の表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。諮問第1162号でございます。2ページをご覧くださいと存じます。

『諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧』でございます。こちらに記載されました図書類は、令和3年11月30日から令和3年12月23日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました、計102誌のうちから、資料8ページ、9ページに記載しております、条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして指定図書類の候補として選定したものでございます。

番号1が「アクアコミックス『オイおじ!!』」、令和3年12月10日に株式会社オークラ出版より発行されております。過去1年間の指定はございません。

番号2が「BAMBOO COMICS REIJIN uno!『連勤明けのごほうびは』」、令和3年12月21日に株式会社竹書房より発行されております。過去1年間の指定は2回となっております。

該当箇所につきましては、全編大部分。指定基準は、いずれも施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの、でございます。

購入場所は、いずれも書店でございます。

本審議会への諮問に先立ちまして、1月5日に自主規制団体からの意見を聴取しまして、3ページ、4ページに取りまとめております。

3 ページをご覧いただきたいと存じます。当日は 16 名の方が出席されました。

番号 1 「アクアコミックス『オイおじ!!』」でございます。自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が 14 名です。その主な内容は、「性器の登場回数が非常に多く、その修整も甘い。卑わいさを感じる。同人誌に掲載された作品を中心に短編集的な作りで、性描写が多い。指定該当。」などでございます。「指定非該当」の方はおらず、保留の方が 2 名おられました。

4 ページをご覧いただきたいと存じます。番号 2 「BAMBOO COMICS REIJIN uno! 『連勤明けのごほうびは』」でございます。自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が 10 名でございます。その主な内容は、「二人の同意の行為で描かれているので強制的ではないが、卑わい感を感じる。性器は白く修整してあるが体液描写が多く、性行為が露骨な描き方である。指定該当。」などでございます。

「指定非該当」の方は 5 名で、その主な内容は、「男性器の消しが少し甘い。擬音、体液がとにかく多い。絵柄がコミカルで卑わいな感じを与えないので指定非該当。」などでございます。なお、保留の方が 1 名ございました。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、ご質問はございますか。

では、ないようですので、調査に入っていたきたいと思えます。よろしく願いします。

< 図書審査 >

○会長 それでは図書をご覧いただけたようですので、各委員からご意見をお伺いしてまいります。それでは、H 委員お願いいたします。

○H 委員 はい。両誌とも青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると判断しましたので、指定該当でお願いいたします。以上です。

○会長 はい。では次に D 委員お願いいたします。

○D 委員 1 冊目のほうですけれども、肉体派 BL コミックスとなっていて、コミカルに描かれているんですが、ちょっと性器の描写が多くて、消しが甘いという

ふうに思っておりますので、指定該当でいいと思います。

2冊目のほうですけれども、性交渉の場面が多くて、あと体液描写が大変多いというふうに感じております。自主規制団体からの聴き取り結果に本の袖にエロ本と書かれているため保留というふうなご意見があるんですけれども、このエロ本というふうに確かに書いてあるので、これは書かれた方も成人向けであるというふうに思っていらっしゃるのでしょうか。その辺り分からないんですけれども、該当ではいいと、成人向けでいいと思います。はい。

○会長 はい。ありがとうございます。では次にE委員お願いいたします。

○E委員 はい。1冊目の『オイおじ!!』ですが、自主規制団体との打合せ会でも反対はゼロで、ほとんどの方、14人が賛成しています。ポイントになるのは、コミカルではあるんですが、非常に筋骨たくましい男性との男同士のセックス、性器の修整はしてあるんですが、その性器が露骨にわかるところです。しかも男同士でレスリングをやっているような性交シーンが繰り返されます、これはまずいなと思います。それともう一つの点は、甥と叔父という関係が近親姦になっていて、これは、東京都青少年健全育成条例施行規則第15条第2項第2号に近親者間における性交等を規制する条項が設けてあります。この条項に関しては、10年以上前になりますが、私も関わって結構大きな論争になったんです。しかし、このシーンは、近親者間の性交ではあるものの、条項にあるように「著しく詳細に若しくは過度に反復して描写する」というふうにはなっていないし、最後の章「甥と叔父と兄と将来と」で、お互いが了解しあっているところがあって、近親姦として、審議会に専門委員を呼ぶほどではないと判断いたしました。

それからもう一つの『連勤明けのごほうびは』は、先ほどの委員の方もおっしゃったように、頭を空っぽにして読めるエロ本ですと著者自らの宣伝が、本の帯に載っておりますけれども、とにかくセックスシーンが擬音・擬態をともなって生々しいほどしつこく続きます。ストーリー性はあったとしても、これも区分陳列の対象になると思います。二冊とも区分陳列でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございます。次にB委員お願いいたします。

○B委員 はい。まず1誌目ですけれども、妙に卑わい感が少ない感じはしますけれども、男性器

の消しが大変薄く、描写の回数も非常に多いということで指定該当でお願いいたします。2誌目ですけれども、擬音・体液の描写が非常に激しいということで、性行為が非常に細密に描かれているなというふうに思います。指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございます。次に加藤委員お願いいたします。

○加藤（英）委員 はい。1冊目につきましては性交場面が多いということと、性器の修整が甘いので、これについては指定該当でいいと思います。それから2冊目につきましても、全体として性交場面が多くて、体液描写や擬音なども多いので、卑わい感が強いということで指定該当でお願いしたいと思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次にJ委員お願いいたします。

○J委員 はい。2誌指定該当と思います。以上です。

○会長 はい。では次に高島委員お願いいたします。

○高島委員 はい。2誌とも指定該当でお願いしたいと思います。1誌目ですが、性器の登場回数が非常に多く誇張されているうえ、消しが大変甘いというふうに考えたためです。2冊目ですが、擬音・体液描写が多すぎると考えたためです。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次に小澤委員お願いいたします。

○小澤委員 はい。2誌とも指定該当と考えております。1誌目につきましては、性交場面が多く、性器の修整がとても甘いため、該当と考えております。また2誌目ですが擬音、体液描写の量が多く、とても卑わい感を感じるため該当と考えています。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次に横山委員お願いいたします。

○横山委員 はい。2誌とも指定該当と思います。1誌目については局部の消しは大変甘く、それから2誌目についても性交場面が多く、擬音・体液描写も大変多く、大部分を占めておりますので、指定該当と思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次にF委員お願いいたします。

○F委員 はい。1誌目は、消しが甘いというところで指定該当でお願いいたします。2誌目なんですけど、擬音など体液描写は多いと感じるんですが、ストーリー性などがあって、そんなに卑わい感はないのではないのかなというところで、該当ではないのではないかっていうふうに思ったのですが、D委員もおっしゃっていたように、著者自身がエロ本ですというような書き方をされているのであれば該当なのかなというところで、2冊とも指定該当でお願いいたしま

す。

○会長 はい。ありがとうございます。次にI委員お願いいたします。

○I委員 はい。2冊とも保留でお願いいたします。私も年末を使ってですね、さまざまな幾つか本屋さんを回らせていただいたんですけども、そこに挙がってきてるものだけというか議論されてはいますが、挙がってきてなくても私からすると同じような表現というのはさまざまある中で、そうですね。ちょっと指定該当ではなく保留とさせていただければと思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次に亀田委員お願いいたします。

○亀田委員 はい。本件判断に際して掘って立つべき基準であるところの条例の施行規則第15条第1項第1号のイとロ、いずれか一方でいいところなんですけれども、どちらにも該当するし、したがって、条例第8条1項1号に当たると考えられることから、両誌とも指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございます。次にA委員お願いいたします。

○A委員 はい。2誌とも指定該当でお願いいたします。1誌目は性器描写の多さと修整の甘さが目立ち、青少年が容易に手に取り閲覧できるものとしては不相当だと思います。2誌目は擬音や体液の描写が多く、卑わい感を感じますので、これも指定該当でお願いいたします。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次にG委員お願いいたします。

○G委員 はい。2誌とも指定該当でお願いしたいと思います。まず1誌目ですが、性器の登場回数や性描写が多くて、またその性器の修整に関しましても、このような消し方ではかえって大きさ等性器を強調するような修整の仕方になっているというふうに感じました。

2誌目に関しましては、性交シーンの多さや擬音、体液描写、こちらも一定のレベルを超えていると思います。ですので2誌とも指定該当でお願いします。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次にC委員お願いいたします。

○C委員 はい。2誌とも指定該当でお願いします。1誌目は絵自体はコミカルなものの、性交シーンが多いということと、性器の消しは非常に甘いということで指定該当と考えます。2冊目のほうですが、こちらはストーリーもあるものの、性交シーンが多く、かつ性交シーンが詳細に描かれていて、擬音や体液の描写も多く、卑わい感を感じさせるものであると考えますの

で、ちょっと悩むところではあったんですが、ほかの委員からもあったとおりのほうに、著者の方がエロ本ですというふうに書いているということも踏まえて指定該当と考えます。

○会長 はい。皆さまありがとうございました。最後に私ですが、2誌とも指定該当でお願いしたいと思います。1誌目は性器をアップに描いた回数が非常に多くて、しかも修整が甘いと思いました。それから2誌目については、性行為の露骨なアップシーンが多くて、卑わい感は体液描写等を含め強いと思いましたので、指定でお願いしたいと思います。

では、以上で諮問された2誌につきまして、保留の委員のご意見もございましたが指定該当ということで、審議会としては答申をまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

<「はい」の声あり>

○会長 ではそれで答申させていただきます。

それでは事務局からほかに連絡事項ございますか。

○若年支援課長 資料の12ページをご覧いただきたいと存じます。都民の申出でございますが、12月処理分は電話によるものが1件ございました。

内容でございますが、不健全図書への指定に関するもので、お孫さんが購入してきた同性同士の本について、性行為などがあらわに表現されていて、あまりにもリアルであり、小学生、中学生が読むには不適切であるという申出でございました。この申出におきましては、具体的な図書名が示されておりましたので、事務局におきまして当該図書類を確認したところ、いずれも性的な描写はあるものの、これまでの指定図書類と比較しまして、著しく性的感情を刺激するものであるとは言えないため、条例施行規則第15条第1項の指定基準に該当するものとはならず、不健全図書類として諮問するには至らないという判断をしたところでございます。都民の申出につきましては以上でございます。ご意見ご質問などがございましたらお伺いできればと思いますが、何かございますでしょうか。

○会長 よろしいでしょうか。それではそのほかに事務局から説明ございますか。

○若年支援課長 はい。次に、次回審議会に諮問予定の映画がございます。作品名は、『ミューン月の守護者の伝説』、申請者は株式会社リスクット。試写会でございますが、1月28日金曜日13時から。試写会場は、渋谷区にあります映画美学校試写室でございます。また試写会のほかにDVDやオンラインでの視聴も可能でございます。事務局からは以上でございます。

○会長 それでは本日の調査・審議事項はこれで終了となりますが、全体を通して何かご意見あ

りましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では以上で終了といたします。傍聴人の方が再入室されるため、図書名が分かる資料はしま
っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

<傍聴人入室>

○会長 それでは議事を再開いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。まず本日の審議でございますが、不健全図書2誌について諮問を行い、
2誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類とし
て指定することが適当であるという答申となりました。

また、本日審議会に報告しました都民の申出は1件でございます。

不健全図書の告示予定日は、令和4年1月14日の金曜日、プレス発表は告示日前日の令和
4年1月13日木曜日となります。告示日若しくは告示日前日まで、不健全図書類の名称の公
開をお控えいただくよう、お願い申し上げます。

次に、次回の審議会についてのご案内です。令和4年2月14日月曜日15時30分から、場
所は今回と同じこの会場を予定してございます。説明は以上です。

○会長 それでは本日の審議会はこれで終了させていただきます。皆さんどうもありがとうござ
いました。

午後4時26分閉会